

新たなエネルギー源を確保したい

No.29

経済産業省・環境省
・農林水産省

税制優遇

支援の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	<p>本税制措置により再生可能エネルギー発電設備の導入を促進することで、再生可能エネルギーの普及を促進し、さらなる地域でのエネルギーの安定供給を図るとともに地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できます。</p>
制度の内容	<p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <p><税目> (地方税) 固定資産税</p> <p>■措置内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 (再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備を除く) <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) 風力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 20kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 20kW 未満 : 3/4 (7/12~11/12) 中小水力発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 5,000kW 以上 : 3/4 (7/12~11/12) 5,000kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) バイオマス発電設備 (2万kW 未満) <ul style="list-style-type: none"> 1万kW 以上 : 2/3 (1/2~5/6) 1万kW 未満 : 1/2 (1/3~2/3) 地熱発電設備 <ul style="list-style-type: none"> 1,000kW 以上 : 1/2 (1/3~2/3) 1,000kW 未満 : 2/3 (1/2~5/6) <p>※太陽光発電設備以外の対象設備については、再エネ特措法第二条第五項に規定する認定発電設備に限る。</p> <p>※太陽光発電設備については、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り。</p> <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅 (上記の±1/6) で独自に設定できる「わがまち特例」を適用 (上記の括弧書の間で設定)。</p>
対象となる方	再生可能エネルギー発電設備を取得した事業者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課</p> <p>TEL : 03-3501-4031</p>